防衛庁訓令第２７号

防衛庁職員給与法施行令（昭和27年政令第368号）第11条の２第３項の規定及び同令別表第３中落下さん降下作業手当に関する規定に基き、落下さん隊員の範囲並びに落下さん降下作業手当の額及びその支給に関する訓令を次のように定める。

昭和33年５月15日

防衛庁長官　津　　島　　寿　　一

落下傘隊員の範囲等及び落下傘降下作業手当の額に関する訓令

（平２庁訓２６・平７庁訓２８・令７省訓87・改称）

改正　昭和34年７月24日庁訓第43号　昭和37年１月19日庁訓第５号
昭和40年４月15日庁訓第30号　昭和41年12月24日庁訓第36号
昭和42年４月20日庁訓第４号　昭和42年12月27日庁訓第41号
昭和45年６月26日庁訓第29号　昭和46年３月１日庁訓第４号
昭和46年４月17日庁訓第26号　昭和48年10月23日庁訓第55号
昭和49年７月11日庁訓第31号　昭和50年９月４日庁訓第40号
昭和52年４月18日庁訓第15号　昭和54年６月22日庁訓第27号
昭和55年12月５日庁訓第40号　昭和60年12月21日庁訓第42号
平成元年５月29日庁訓第49号　平成２年６月８日庁訓第26号
平成２年10月１日庁訓第38号　平成３年12月24日庁訓第37号
平成７年３月31日庁訓第28号　平成10年３月25日庁訓第12号
平成13年３月27日庁訓第30号　平成13年３月30日庁訓第46号
平成16年３月29日庁訓第21号　平成16年10月28日庁訓第77号
平成17年３月31日庁訓第46号　平成18年３月31日庁訓第63号
平成18年７月28日庁訓第83号　平成19年１月５日庁訓第１号
平成19年３月30日省訓第28号　平成20年３月31日省訓第27号
平成22年４月１日省訓第15号　平成22年11月30日省訓第43号
平成23年４月１日省訓第16号　平成26年５月30日省訓第35号
平成27年４月10日省訓第20号　平成30年３月30日省訓第26号
平成31年３月29日省訓第18号　令和２年３月30日省訓第19号
令和６年９月27日省訓第307号　令和７年３月31日省訓第87号
令和７年５月28日省訓第138号

（落下傘隊員の範囲等）

第１条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（以下「令」という。）第１１条の３第３項第１号に掲げる落下傘隊員として防衛大臣の定める自衛官は、空挺従事者の取扱に関する訓令（昭和３０年陸上自衛隊訓令第３９号）に定める空挺基本訓練課程（次条において「空挺基本訓練課程」という。）を修了し、かつ、次に掲げる部隊に所属する陸上自衛官のうち落下傘降下作業（以下「降下」という。）を行うことを本務とするものとして防衛大臣が指定する者とする。ただし、陸上幕僚長の定めるところにより、降下に関する技能の評価を実施し、その結果が防衛大臣の承認を得て定める基準に達しない者（次条において「特定隊員」という。）については、当該基準に達しないこととなつた日の属する月の翌月から当該基準に達することとなつた日の属する月までの間において、この限りでない。

(1) 空挺団
(2) 需品教導隊
(3) 空挺教育隊

２　令第１１条の３第３項第２号に掲げる落下傘隊員として防衛大臣の定める自衛官は、防衛大臣の指定する課程において、降下に関する技能を修得中の航空自衛官とする。

３　第１項に規定する落下傘隊員のうち同項第１号に掲げる部隊に所属する陸上自衛官の落下傘隊員手当の月額は、その者の属している階級における最低の号俸による俸給月額（第６項各号に掲げる階級である場合には、当該各号に定める割合を乗じて得た額）に100分の33を乗じて得た額とする

。

4　第１項に規定する落下傘隊員のうち同項第２号に掲げる部隊に所属する陸上自衛官の落下傘隊員手当の月額は、その者の属している階級における最低の号俸による俸給月額（第６項各号に掲げる階級である場合には、当該各号に定める割合を乗じて得た額）に100分の 28.5 を乗じて得た額とする。

5　第１項に規定する落下傘隊員のうち同項第３号に掲げる部隊に所属する陸上自衛官の落下傘隊員手当の月額は、その者の属している階級における最低の号俸による俸給月額（次項各号に掲げる階級である場合には、当該各号に定める割合を乗じて得た額）に100分の 30.25 を乗じて得た額とする。

6　令第12条第３項の防衛大臣が定める割合は、次の各号に掲げる階級の区分に応じて当該各号に定める割合とする。

(1) 陸将補（二）及び空将補（二）　１００分の８４．５

(2) １等陸佐（一）及び１等空佐（一）　１００分の８４．９

(3) １等陸佐（二）及び１等空佐（二）　１００分の８５．９

(4) １等陸佐（三）及び１等空佐（三）　１００分の８６．４

(5) ２等陸佐及び２等空佐　１００分の９１．６

(6) ３等陸佐及び３等空佐　１００分の９４．２

7　令第１１条の３第７項第１号の防衛大臣の定める額は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号。以下「法」という。）別表第２の陸将、海将及び空将の欄に掲げる４号俸による俸給月額とする。

8　令第１２条第１０項の防衛大臣が定める額は、法別表第２の陸将、海将及び空将の欄に掲げる２号俸（法第６条第２項の規定の適用を受ける自衛官にあつては、４号俸）による俸給月額とする。

9　陸上幕僚長は、第１項ただし書に規定する降下に関する技能の評価の実施結果について、四半期ごとにとりまとめ、当該四半期の終了後１月以内に防衛大臣に報告しなければならない。

（昭４０庁訓３０・全改、昭４１庁訓３６・昭４２庁訓４１・昭４６庁訓４・昭４８庁訓５５・昭５４庁訓２７・昭６０庁訓４２・平元庁訓４９・平２庁訓３８・平４庁訓３７・平１０庁訓１２・平１３庁訓３０・平１６庁訓２１・平１６庁訓７７・平１８庁訓６３・平１８庁訓８３・平１９庁訓１・平２０省訓２７・平２６省訓３５・平２７省訓２０・平３０省訓２６・令６省訓307・令７省訓 87・一部改正）

（落下傘降下作業手当の額）

第２条　令別表第５に規定する落下傘降下作業手当の額は、次の表の階級の区分及び空挺隊員等（前条第１項に規定する落下傘隊員（特定隊員を含む。以下この条において同じ。）、特殊作戦隊員である陸上自衛官及び海上自衛隊の特別警備隊に所属する海上自衛官のうち空挺基本訓練課程を修了した者をいう。以下同じ。）、空挺訓練生等（空挺基本訓練課程その他防衛大臣の指定する課程において降下に関する技能を修得中の自衛官をいう。以下同じ。）、救難員（乗員である航空自衛官のうち、防衛大臣の指定する課程を修了した者をいう。以下同じ。）、空挺基地整備員（陸上自衛隊関東補給処松戸支処又は陸上自衛隊補給統制本部に所属する陸上自衛官のうち、空挺基本訓練課程を修了した者で落下傘の検査のための降下を行うことを本務とするものをいう。以下同じ。）又は空挺予備員（空挺基本訓練課程を修了した陸上自衛官のうち空挺隊員等及び空挺基地整備員でない者をいう。以下同じ。）の区分に従い、同表に定める額とする。ただし、救難員にあつては、自由降下傘を利用して行う降下に従事した場合に限り支給するものとする。

階　　級	空挺隊員等	空挺訓練生等	救　難　員	空挺基地整備員	空挺予備員
陸 将 補 １等陸佐 １等海佐 １等空佐 ２等陸佐 ２等海佐	６，３００円	５，２００円		１２，６００円	７，７００円

２等空佐 ３等陸佐 ３等海佐 ３等空佐					
１等陸尉 １等海尉 １等空尉 ２等陸尉 ２等海尉 ２等空尉 ３等陸尉 ３等海尉 ３等空尉	５，２００円	４，２００円		１０，４００円	６，３００円
准陸尉 准海尉 准空尉	４，６００円	３，８００円	１，１５０円	９，２００円	５，６００円
陸曹長 海曹長 空曹長 １等陸曹 １等海曹 １等空曹 ２等陸曹 ２等海曹 ２等空曹 ３等陸曹 ３等海曹 ３等空曹	４，１００円	３，３００円	１，０２５円	８，２００円	４，８００円
陸士長 海士長 空士長 １等陸士 １等海士 １等空士 ２等陸士 ２等海士 ２等空士	３，４００円	２，８００円	８５０円	６，８００円	４，１００円

２　前条第１項に規定する落下傘隊員が試作落下傘の性能試験のための降下を行つた場合において支給する落下傘降下作業手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額に３５０円を加えて得た額とする。

３　令別表第５落下傘降下作業手当の項中「防衛大臣が認めるもの」は、前条第１項に規定する落下傘隊員（同項第１号及び第３号に掲げる部隊に所属する者に限る。）又は特殊作戦隊員である陸上自衛官が自由降下傘を利用して行う降下とし、当該降下を行つた場合において前２項の規定による額に加算する額は、第１項の規定による額に１００分の２５（防衛大臣の指定する課程において当該降下に関する技能を修得中の場合にあつては、１００分の１０）を乗じて得た額とする。

（平７庁訓２８・全改、平１３庁訓４６・平１６庁訓２１・平１７庁訓４６・平１９庁訓１・平１９省訓２８・平２０省訓２７・平２７省訓２０・平３０省訓２６・平３１省訓１８・令２省訓１９・一部改正）

附　則（抄）

1　この訓令は、昭和３３年５月１５日から施行する。ただし、この訓令中救難降下員及び救難降下訓練生に係る改正規定は、同年２月１７日から適用する。

3　前項の規定により削除された防衛庁職員給与施行規則第３条の５及び第１７条の４の規定により従前支給した落下さん隊員手当及び落下さん降下作業手当は、この訓令の相当規定により支給したものとみなす。

附　則（昭和３４年７月２４日庁訓第４３号）

1　この訓令は、昭和３４年７月２４日から施行し、同年４月１日から適用する。

2　昭和３４年３月１６日から同年３月末日までの間において空挺隊員等、空挺訓練生等若しくは空挺予備員であった者に対しては、同月１６日以後改正前の落下さん隊員の範囲並びに落下さん降下作業手当の額及びその支給に関する訓令第２条第１項第２号の規定を適用しないものとし、同令同条同項第３号及び第４号の規定中「３月１５日」とあるのは「３月３１日」と、「給与期間の数の２倍」とあるのは「給与期間の数の２倍（昭和３４年３月１６日から同月３１日までの期間については、１倍）」と、同項第５号の規定中「３月１５日」とあるのは「３月３１日」と読み替えて適用するものとする。この場合においてそれらの者に対して昭和３４年３月１５日以前の降下につき同令第２条の規定に基き従前支給された落下さん降下作業手当の総額は、この訓令のこの規定によって支給すべき落下さん降下作業手当の額の内払又は仮払として精算を行うものとする。

附　則（昭和３７年１月１９日庁訓第５号）

この訓令は、昭和３７年１月１９日から施行し、昭和３６年６月７日から適用する。

附　則（昭和４０年４月１５日庁訓第３０号）

この訓令は、昭和４０年４月１５日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則（昭和４１年１２月２４日庁訓第３６号）

1　この訓令は、昭和４１年１２月２４日から施行する。

2　改正後の防衛庁職員給与施行規則、改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則、改正後の落下さん隊員の範囲並びに落下さん降下作業手当の額及びその支給に関する訓令、改正後の乗員の範囲等に関する訓令、改正後の初任給の基準の改正に伴う事務官等の俸給月額の決定の特例等に関する訓令及び改正後の俸給の特別調整額に関する訓令の規定は、昭和４１年９月１日から適用する。

附　則（昭和４２年４月２０日庁訓第４号）

1　この訓令は、昭和４２年４月２０日から施行する。

2　改正後の防衛庁職員給与施行規則及び改正後の落下さん隊員の範囲並びに落下さん降下作業手当の額及びその支給に関する訓令の規定は、昭和４２年４月１日から適用する。

附　則（昭和４２年１２月２７日庁訓第４１号）

1　この訓令は、昭和４２年１２月２７日から施行する。ただし、第６条の規定及び第７条中第４条第３項の改正規定は、昭和４３年１月１日から施行する。

2　改正後の防衛庁職員給与施行規則、改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則、改正後の参事官等の初任給の決定基準の特例に関する訓令、改正後の落下さん隊員の範囲並びに落下さん降下作業手当の額及びその支給に関する訓令、改正後の乗員の範囲等に関する訓令（第４条第３項を除く。）、改正後の初任給の基準の改正に伴う事務官等の俸給月額の決定の特例等に関する訓令及び改正後の俸給の特別調整額に関する訓令の規定は、昭和４２年８月１日から適用する。

附　則（昭和４５年６月２６日庁訓第２９号）

この訓令は、昭和４５年７月１日から施行する。

附　則（昭和４６年３月１日庁訓第４号）（抄）

1　この訓令は、昭和４６年３月１日から施行する。

附　則（昭和４６年４月１７日庁訓第２６号）

1　この訓令は、昭和４６年４月１７日から施行する。

2　改正後の落下さん隊員の範囲並びに落下さん降下作業手当の額及びその支給に関する訓令の規定

は、昭和４６年４月１日から適用する。

附　則（昭和４８年１０月２３日庁訓第５５号）

この訓令は、昭和４８年１０月２３日から施行し、この訓令による改正後の防衛庁職員給与施行細則、防衛庁職員療養及び補償実施規則、落下さん隊員の範囲並びに落下さん降下作業手当の額及びその支給に関する訓令、乗員の範囲等に関する訓令及び俸給の特別調整額に関する訓令の規定は、昭和４８年４月１日から適用する。

附　則（昭和４９年７月１１日庁訓第３１号）

１　この訓令は、昭和４９年７月１１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の防衛庁職員給与施行細則（以下「改正後の施行細則」という。）第４条第３項、第１８条第３項、第１９条第２項及び第５項、第２０条第２項から第４項まで、第２１条第２項、第２３条第２項、第２７条、第２７条の２第２項並びに第２７条の３の規定、第２条の規定による改正後の落下さん隊員の範囲並びに落下さん降下作業手当の額及びその支給に関する訓令の規定並びに第４条の規定による改正後の乗員の範囲等に関する訓令（以下「改正後の乗員訓令」という。）第２条の規定は昭和４９年４月１日から、改正後の施行細則第１７条第２項及び別表第６の規定、第３条の規定による改正後の研究職俸給表の適用を受けるべき事務官等の勤務箇所を定める訓令の規定並びに改正後の乗員訓令第１条の規定は同月１１日から、改正後の施行細則第３２条及び別表第２の規定は同年５月２８日から適用する。

附　則（昭和５０年９月４日庁訓第４０号）

１　この訓令は、昭和５０年９月４日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の防衛庁職員給与施行細則（以下「改正後の施行細則」という。）、第２条の規定による改正後の落下さん隊員の範囲並びに落下さん降下作業手当の額及びその支給に関する訓令（以下「改正後の落下さん訓令」という。）及び第３条の規定による改正後の乗員の範囲等に関する訓令の規定は、昭和５０年４月１日から適用する。ただし、改正後の落下さん訓令第２条第１号の表中陸将に係る部分は同年７月１日から、改正後の施行細則別表第４の規定（防衛医科大学校に係る部分を除く。）は同月１５日から、改正後の施行細則別表第４の規定（防衛医科大学校に係る部分に限る。）は同年８月６日から適用する。

附　則（昭和５２年４月１８日庁訓第１５号）

１　この訓令は、昭和５２年４月１８日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の防衛庁職員給与施行細則の規定（目次、第２２条及び別表第３の２の規定を除く。）及び第２条の規定による改正後の落下さん隊員の範囲並びに落下さん降下作業手当の額及びその支給に関する訓令の規定は、昭和５２年４月１日から適用する。

附　則（昭和５４年６月２２日庁訓第２７号）

１　この訓令は、昭和５４年６月２２日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の防衛庁職員給与施行細則第１９条第１項、第２５条の２第３項及び第２７条第１項、第２条の規定による改正後の落下さん隊員の範囲並びに落下さん降下作業手当の額及びその支給に関する訓令第１条第１項及び第２項並びに第３条の規定による改正後の乗員の範囲等に関する訓令第１条第３項の規定は昭和５４年４月１日から、第１条の規定による改正後の防衛庁職員給与施行細則第２５条の２第１項の規定は同月４日から適用する。

附　則（昭和５５年１２月５日庁訓第４０号）（抄）

１　この訓令は、昭和５５年１２月５日から施行する。

附　則（昭和６０年１２月２１日庁訓第４２号）（抄）

１　この訓令は、昭和６０年１２月２１日から施行する。ただし、第２条の規定並びに第３条、第５条、第１４条及び第１８条の規定中一般職の職員の給与に関する法律の題名を改める規定は、昭和６１年1月１日から施行する。

附　則（平成元年５月２９日庁訓第４９号）

この訓令は、平成元年５月２９日から施行し、改正後の落下さん隊員の範囲並びに落下さん降下作業手当の額及びその支給に関する訓令の規定は、同年４月１日から適用する。

附　則（平成２年６月８日庁訓第２６号）

この訓令は、平成２年６月８日から施行し、改正後の落下傘隊員の範囲並びに落下傘降下作業手当の額及びその支給に関する訓令の規定は、同年４月１日から適用する。

附　則（平成２年１０月１日庁訓第３８号）

この訓令は、平成２年１０月１日から施行する。

附　則（平成３年１２月２４日庁訓第３７号）（抄）

１　この訓令中第１条及び第２条の規定は平成３年１２月２４日から、第３条から第６条までの規定は平成４年１月１日から施行する。

附　則（平成７年３月３１日庁訓第２８号）

この訓令は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成１０年３月２５日庁訓第１２号）（抄）

１　この訓令は、平成１０年３月２６日から施行する。

附　則（平成１３年３月２７日庁訓第３０号）

この訓令は、平成１３年３月２７日から施行する。

附　則（平成１３年３月３０日庁訓第４６号）

この訓令は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則（平成１６年３月２９日庁訓第２１号）

この訓令は、平成１６年３月２９日から施行する。

附　則（平成１６年１０月２８日庁訓第７７号）

この訓令は、平成１６年１０月２８日から施行する。

附　則（平成１７年３月３１日庁訓第４６号）

この訓令は、平成１７年３月３１日から施行し、平成１６年１０月７日から適用する。

附　則（平成１８年３月３１日庁訓第６３号）（抄）

（施行期日）

第１条　この訓令は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年７月２８日庁訓第８３号）（抄）

１　この訓令は、平成１８年７月３１日から施行する。

附　則（平成１９年１月５日庁訓第１号）（抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成１９年１月９日から施行する。

附　則（平成１９年３月３０日省訓第２８号）（抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成１９年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

附　則（平成２０年３月３１日省訓第２７号）（抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成２０年４月１日から施行する。

（落下傘隊員の範囲及び落下傘降下作業手当の額に関する訓令に関する経過措置）

２　防衛省組織令等の一部を改正する政令（平成２０年政令第９８号。次項において「平成２０年改正令」という。）附則第２条の規定による防衛大臣が定めるものは、第２条の規定による改正前の落下傘隊員の範囲及び落下傘降下作業手当の額に関する訓令第１条第１項第４号及び第５号に掲げる者とする。

３　平成２０年改正令附則第２条の落下傘隊員手当の支給については、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和２７年政令第３６８号）第１１条の３第６項第２号、第１１条の４、第１２条第６項及び第７項並びに第１３条第２項に規定する落下傘隊員手当の支給の例による。

４～６　略

附　則（平成２２年４月１日省訓第１５号）

この訓令は、平成２２年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

附　則（平成２２年１１月３０日省訓第４３号）

この訓令は、平成２２年１２月１日から施行する。

附　則（平成２３年４月１日省訓第１６号）（抄）

（施行期日）

１　この訓令は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年５月３０日省訓第３５号）（抄）

（施行期日）
1　この訓令は、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行の日（平成２６年５月３０日）から施行する。
２・３　（略）
附　則（平成２７年４月１０日省訓第２０号）（抄）
1　この訓令は、平成２７年４月１０日から施行する。
２　（略）
附　則（平成３０年３月３０日省訓第２６号）（抄）
1　この訓令は、平成３０年４月１日から施行する。
２　（略）
附　則（平成３１年３月２９日省訓第１８号）
この訓令は、平成３１年４月１日から施行する。
附　則（令和２年３月３０日省訓第１９号）
この訓令は、令和２年４月１日から施行する。
附　則（令和６年９月２７日省訓第３０７号）
この訓令は、令和６年１０月１日から施行する。
【防衛省職員給与施行細則等の一部を改正する訓令】
附　則（令和７年３月３１日防衛省訓令第８７号）
1　この訓令は、令和７年４月１日又は令和７年度予算成立の日の翌日のいずれか遅い日から施行する。
2　この訓令による改正後の防衛省職員給与施行細則第１条の２、第１９条、第２７条の６、第２７条の１１及び第２７条の１３から第２７条の１９までの規定、落下傘隊員の範囲及び落下傘降下作業手当の額に関する訓令第１条の規定、乗員の範囲等に関する訓令第１条の規定、俸給の特別調整額に関する訓令別表ニ、別表チ、別表ル、別表ヲ、別表レ及び別表ソの規定、事務官等の級別定数の管理運用に関する訓令別表第１、別表第３から別表第２８まで、別表第３０から別表第３５まで及び別表第３７から別表第４５までの規定、防衛省定員細則第１項及び第３項の規定、自衛官俸給表の１等陸佐、１等海佐及び１等空佐の（一）欄又は（二）欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の占める官職を定める訓令別表第１リの表及び別表第２ヲの表の規定、指定職俸給表の適用を受ける事務官等の号俸に関する訓令別表の規定並びに陸上自衛隊の隊員の特殊作戦隊員手当に関する訓令第２条の規定は、令和７年４月１日から適用する。
３・４　（略）
【防衛省職員給与簿等規則等の一部を改正する訓令】
附　則（令和７年５月２８日省訓第１３８号）
この訓令は、令和７年５月２８日から施行する。